主 文本件各控訴をいずれも棄却する。 当審における訴訟費用は、全部被告人ら全員の連帯負担とする。 理 由

本件控訴の趣意は、被告人全員連名の控訴趣意書及び控訴趣意の補正書並びに控訴趣意補充書、弁護人野村政幸ほか一三名連名の控訴趣意書、同弁護人ほか七名連名の控訴趣意補充書、「弁護人の控訴趣意の説明(一)」、「弁護人の控訴趣意の説明(二)」、「控訴趣意第一点5(主任弁護人の補充説明)」、「控訴趣意第二点(その一)(主任弁護人の説明)」、「控訴趣意第二点(その一)(主任弁護人の説明)」、弁護人野村政幸作成名義の门弁護人作成名義の控訴趣意書第三点、第四点、第五点、第六点についての控訴趣意補充書」、同「第七点ないし第一一点についての控訴趣意補充書」と題する各書面に記載されているとおりであるから、これらを引用する。

書に記載されているとおりであるから、これらを引用する。 一、 被告人らの控訴趣意書中第一(二) 三(19)、(20)、(23)、第 一(三)五、第二、弁護人らの控訴趣意書中第一点、第二点、「弁護人の控訴趣意 の説明(一)」、同「(二)」、「主任弁護人の控訴趣意の説明(三)」、「控訴 趣意第一点5(主任弁護人の補充説明)」、「控訴趣意第二点(その一)(主任弁 護人の説明)」、「控訴趣意第二点その二(主任弁護人の説明)」について 所論は、多岐におれるが、要するに、原審は、昭和四六年六月四日国選弁護人六

その辞任事由の調査に当たり、原審は、辞任を申出た国選弁護人らからその事情を聴取したところ、その辞任申出の理由は、被告人らの同弁護人らに対する暴行、ばとう、ひぼう等によるものであつて、もはやこれら被告人に対する弁護活動を行な うことかできなくなつたというものであり、この点につきさらに詳細な辞任理由書 等を提出させたうえ、被告人らに対しては、その第一〇回公判期日において、被告 人らから暴行、ひぼうを受けたということで国選弁護人が辞任したい旨申出ていることを告げ、これに対する意見陳述の機会を与えたところ、被告人らは「何か誤解しているのではないかと思う」旨述べたにとどまり、それ以外の意見は出なかつた ことが記録上認められるから、原審のとつた調査手続に所論のような適正手続を欠く違法はないというべきであり、しかも記録によれば、右調査も、辞任事由の有無の調査にとどまり、起訴にかかる犯罪事実の存否にかかわる事項等には及んでいな いことが認められるから、それが弁護士の守秘義務等弁護士倫理に触れあるいは国 選弁護人制度の本旨に反するものとはいえないし、又、その調査によつて知り得た 事情を量刑に反映させた形跡も見当たらないから、原審のとつた措置が予断偏見に基づき所論のような違憲、違法をおかした〈要旨第一〉ものとは到底認められない。 そして、原審が、右辞任申出の理由を調査した結果、辞任すべき正当な理由があ〈/ 要旨第一〉ると認めて、昭和四六年六月四日付で国選弁護人全員を解任したことは記 録上明らかであつて、記録を調査、検討しても、右解任事由の事実認定に所論のよ うな事実誤認は認められず、当審における事実の取調べの結果に徴してもこれを動 かすにたらず、その認定のような事実関係(その詳細は、原審の昭和四四年六月一 〇日にした再選任請求却下決定の理由中に明らかである)のもとにおいては、国選 弁護人の辞任すべき正当の理由があると認めてこれを解任した原審の措置は相当であり、右辞任につき弁護人に責むべき点はなく、被告人らの責に帰すべき事由により弁護入が辞任せざるを得ないような事態になつたものであることが明らかであり、 り、被告人らは当該国選弁護人による弁護を受ける権利ひいては国選弁護人の選任 を請求する権利を自ら放棄したものということができるから、所論のように、右解 任をもつて解任権のゆ越ないし濫用による違法なものであるということはできな い。もつとも、当審における事実の取調べの結果によると、被告人a、同a1らは、弁護人らに対する暴行等の行なわれたという同年五月二五日の被告人及び弁護 人らの打合せ会に出席していなかつたことが認められるけれども、記録を調査しても、右被告人両名のそれまでの訴訟活動や対弁護人関係等の実態が他の被告人らと特に別異に考慮されるべき点は全く認められないから、右被告人両名を他の被告人 らと同視して同被告人両名に対する関係においても国選弁護人を解任したのはやむ をえないものとして是認することができる。又、当審における事実の取調べの結果 によると、右打合せ会に出席していたb弁護人は、右暴行等の行なわれたという以 前に、すでに所用のため退席していたことが認められるけれども、記録によれば、同弁護人は、他の弁護人らと同一歩調をとつて被告人らの弁護活動にのぞんでいたものであつて、他の弁護人らの辞任申出に同調したものであることが認められ、同 じ弁護人の立場にあるb弁護人としては、他の弁護人らに辞任理由があり、しかも それが自ら弁護すべき被告人らによつてじやつ起されたものであるとする以上、そ の辞任申出に同調するのは無理からぬところであつて、同弁護人を解任した原審の 措置はやむをえないものとして是認することができる。したがつて、原審の国選弁 護人の解任につき、解任権のゆ越ないし濫用はもちろん所論のような違憲、違法は 存しない。

(要旨第二)(二)、次に、記録によれば、被告人らが、国選弁護人を解任された後、再三にわたり国選弁護人の再選任請求〈/要旨第二〉をしたが、いずれも却下され、その後は弁護人を附されないまま審理が続けられ、判決に至つたこと、右却下に至るまての経緯、理由等については、原判決が「国選弁護人再選任請求却下の経過と理由」の項で詳細説示するとおりである。

ところで、本件事案は、必要的弁護の事件ではないから、その点に関する問題はさておき、任意的弁護の事件においては、受訴裁判所が刑事訴訟法第三七条に基づき職権で国選弁護人を附するのは格別、憲法第三七条及び刑事訴訟法第三六条本文による国選弁護人の選任は被告人の自由意思にゆだねられ、その請求によりこれを別するものであるから、もちろんその放棄も許されるところであつて、さきの国発弁護人の解任が被告人らの一方的な責に帰すべき事由に基づくものであるとして発護人の解任が被告人らの方的な責に帰すべき事由に基づくものであるが、記録にの放棄があつたものと見ることができることは前説示のとおりであるが、記録にあらわれた被告人らの訴訟活動を見ると、法廷闘争なる名のもとに権利行使にしても、大きを固執し、裁判長の適正、適法な訴訟指揮に服さず、そのため退廷命令な

いしは拘束命令を再三再四余儀なくされている状況であることが認められ、これらの経緯に照らすと、到底法規にのつとつた適正な訴訟活動を行なう態度が見られな いうえに、はては被告人らの権利擁護のため弁護活動を続けていた国選弁護人を辞 任のやむなきに追いこんだものであるから、これらの事情が改善されず、なお継続 すると見られる限りにおいては、国選弁護人の選任をしても再び辞任が繰り返され るなどして、受訴裁判所の国選弁護人の選任権の行使を著しく困難に陥れる虞があ り、被告人らの恣意的行動により、刑事司法を無用に混乱させることを容認するこ とに帰するものであつて、かかる場合、例え被告人らから国選弁護人の再選任請求 があつたにしても、それはもはや権利の濫用として到底受け入れられるべきものではなく、憲法第三七条第三項及び刑事訴訟法第三六条の国選弁護人選任権は、誠実 な権利行使を前提としたものであつて、かかる権利の濫用の場合を含まないこと は、憲法第一二条をまつまでもなく、現行憲法下における法の精神に照らし自明の ことであると解されるところ、記録によれば、原審は、被告人らの国選弁護人再選任請求につき、被告人らの真意を確かめようとして、再三にわたりその機会を与えたが、同人らは、「無条件で弁護人を選任するのが裁判所の義務である」として、これを拒否していたこと原判決の説示しているとおりであつて、記録を精査して も、原審が、被告人らに対し不利益な供述を強要した事実は認められず、さきに国 選弁護人を辞任のやむなきに追いこんだときの事情はなんら改善されていないか ら、かかる情況下における国選弁護人の再選任請求は、もはや誠実な権利の行使に 当たらない権利の濫用であって、到底これを受け入れられるべきものではなく、し たがつて、これを却下した原審の措置は相当として是認することができるし、以後、弁護人のないまま審理が続けられ、判決に至った原審の措置はやむをえないも のとしてこれを肯定することができるのであつて、所論のような違憲、違法は存し ない。

論旨は理由がない。

二、 被告人らの控訴趣意書中「序として」の部分及び第一(ただし、そのうち、第一(二)三(5)、(12)、(13)、(14)、(19)、(20)、(23)、(24)、第一(三)三ないし七、第一(四)一、二、三を除く)、弁護人らの控訴趣意書中第九点及び「弁護人作成名義の控訴趣意書第七点ないし第一点についての控訴趣意補充書」と題する書面中「弁護人の控訴趣意第九点の補充」という部分について

所論は、多岐にわたるが、要するに、原審は、被告人及び弁護人らの主張する事前折衝、審理方式についての判断を誤り、統一公判あるいはチヤンピオン方式統一公判の申入れを無視し、検察官よりの情報聴取により、事件に対する予断をもつていて、被告人a2ら一〇名をAグループ又はcグループとし、被告人a3ら一〇名をBグループ又はc1グループとして分割審理を強行した違憲、違法がある、というのである。

とはいえず、その故に、被告人らの公平、迅速な裁判を受ける権利や、所論にいう 防禦権、弁護人選任権、弁護権などの侵害、ひいては憲法違反や刑事訴訟法違反が あつたとは到底考えられない。

なお、所論は、右に関連し、原審の訴訟手続に法令違反があり、かつ、原審裁判 長の訴訟指揮等が強権的であつたことなどを非難するが、記録を調査しても、所論 の非違は存しない。すなわち、

- (1)、 所論指摘の門馬裁判長は、単に公判期日の変更に関与したにとどまり、又、同裁判長、b 1 裁判長、b 2 裁判長らは、いずれも本件の実体的審判に関与していないことが認められるから、同裁判長らの訴訟指揮等を非難する所論は、その前提を欠いて失当である。
- (2)、原審は、被告人a1を除くその余の被告人らの各第一回公判期日において、弁護人の附せられないまま被告人a1を除くその余の被告人の人定質問を行ない、同被告人らよりそれぞれ国選弁護人の選任請求が出されているということでその期日を変更し、実質的審理に入らなかつたことが認められるけれども、本件事案は必要的弁護の事件ではなく、しかも、原審は、右のように被告人らの人定質問にとどめて実質的審理に入らなかつたのであるから、なんらこれを違法視するにたらない。
- (3)、原審は、d、d 1、d 2、d 3、d 4の検察官に対する各供述調書が公判廷における同人の各証言とくいちがううえの検察官に対する各供述調書が不足、d 5、d 5、d 1 0の各証言とくいちがううえの検察官に対する各供述調書があるという理由がで、d 5、d 5、d 1 0の各所在不明のため証人尋問ができないという理由できない。 という理由がで、その各所在不明のため証人尋問ができないとの表明できない。 というでもは、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別できるができるができる。の表別できる。の表別できる。の表別できる。の表別できる。の表別できる。の表別できる。の表別できる。の表別できる。の表別できる。の表別できる。の表別できる。の表別できる。の表別できる。の表別できる。の表別できる。の表別できる。の表別できる。の表別できる。の表別できる。の表別できる。の表別では、一般を表別できる。の表別では、一般を表別できる。の表別では、一般を表別では、一般を表別できる。の表別では、一般を表別では、一般を表別では、一般を表別できる。の表別では、一般を表別できる。の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一般の表別では、一体の表別では、一般の表別では、一体の表別では、一体の表別では、一体の表別では、一体の表別では、一体の表別では、一体の表別では、一体の表別では、、一
- (4)、被告人a3が監置二〇日に処され、その原因となつた公務執行妨害の所為について捜査官による逮捕勾留がなされたとしても、前者は、従来の刑事的、行政的処罰のいずれにも属しないところの、法廷等の秩序維持に関する法律による逮捕勾留を受け、刑事訴追されて有罪判決を言渡されたとしても、一事不再理の原則に抵触するものではない(昭和三四年四月九日最高裁第一小法廷判決。刑集一三・四・四四二頁参照)から、もとより所論の公務執行妨害を原因とする逮捕勾留が捜査官の職権濫用には当たらないし、右公務執行妨害と事案を異にする本件で処罰されたからといつて、所論の一事不再理の原則に抵触するものでないことはいうまでもない。
- (5)、本件の審理に関与した b 3 裁判長のとつた訴訟指揮、法廷警察権の行使等についてみても、被告人、傍聴人らの同裁判長の訴訟指揮に従わない異常なでの異議等に名をかりたしつような抗議、けんそう等の所為に対し、同裁判長が、発言禁止、退廷命令、拘束命令等法廷の秩序を維持するためにとつた措置は、やむをえないものとして是認できるのであり、その訴訟指揮及び法廷警察権の行認められず、又、原審のとつた措置にもなんら違法のかどは認められず、又、原審のとつた措置に、所論の指摘する弁護人のおおいから、原審ないしは原審裁判長のとつた措置に、所論の指摘する外籍獲した。分離を奪いこれを辞任に追いこんだとか、弁護権、あるいは、被告人らの、弁護を引きない。人の公判期日における公判傍聴を禁止した事実も認められてきないし、又、一般人の公判期日における公判傍聴を禁止した事実も認められないから、裁判公開の原則に反したことはなく、その他記録を調査しても、原審裁判長及び原審のとつた措置等に所論のような違憲、違法、不当なものは認められない。

以上のように、被告人及び弁護人らの主張する統一公判の要求を採らず、いわゆる分割審理を実施した原審の措置は、結局相当であつて、所論の指摘するような憲法、刑事訴訟法に違反する点はない。論旨は理由がない。

三、 弁護人らの控訴趣意書中第七点及び「弁護人作成名義の控訴趣意書第七点ないし第一一点についての控訴趣意補充書」と題する書面中第七点について

所論は、原審裁判長において、被告人a1、同a3、同a4、同a5に対し黙秘権を告知せず、しかも、国選弁護人の解任及び再選任請求に関連して、被告人らに不利益な供述を強要し、その供述をしないことを理由に国選弁護人に対する態度を改めないとしてその再選任請求を却下したものであつて、これは憲法第三八条及び刑事訴訟法第二九一条第二項に違反する、というのである。

四、被告人らの控訴趣意書中第一(二)三(5)、(12)、(13)、(14)、第一(三)三及び弁護人らの控訴趣意書中第一〇点並びに「弁護人作成名義の控訴趣意書第七点ないし第一一点についての控訴趣意補充書」と題する書面中第一〇点について

所論は、要するに、本件事案は、集団的反権力闘争であつて、本件犯罪事実を手段とする政治的目的ないし動機に基づいて行なわれた政治犯罪であり、又、憲法第三章が保障する国民の権利が問題となつている事件に当たるから、憲法第八二条第二項により裁判の絶対的公開が要請されるところ、原審は、必要もないのに広島地方裁判所等で非公開の証人尋問を実施し、鳥取地方裁判所米子支部における証人尋問の際には、傍聴人二人の傍聴を禁止し、各証人尋問に立ち会つた被告人らに退廷命令を発してその反対尋問権を侵害するなどしたので、右は憲法第三七条第一項、第二項、第八二条、刑事訴訟法第一条、第二八八条に違反したものである、というのである。

五、 被告人らの控訴趣意書中第一(二)三(24)、第一(三)四、六、第三 について

所論は、要するに、被告人らの本件所為は、日米安全保障条約の破棄及び沖縄の即時無条件返還を目的として行動したものであるから、全面的に正当であつて、超法規的違法性阻却事由があり、又、本件当日における被告人らの行為に仮に違法な点があつたにせよ、機動隊員が職権及び逮捕権を濫用して暴力的弾圧に出たため、やむなく本件所為に及んだものであるから、刑法第三六条、第三七条が適用されるべき場合に当たるのに、原審は、超法規的違法阻却事由についての判断を回避するため、被告人らの国選弁護人再選任請求を拒否し、被告人らの主張、立証を許さなため、被告人らの国選弁護人再選任請求を拒否し、被告人らの主張、立証を許さなたのみならず、被告人らに最終陳述の機会を与えず、弁論再開申請を却下して判決をしたから、これらの点で、原審の措置には違憲、違法、訴訟手続の法令違反及び法令の解釈適用の誤り、事実認定の誤りがある、というのである。

六、 被告人らの控訴趣意書中第一(二)三(24)並びに弁護人らの控訴趣意書中第八点及び「弁護人作成名義の控訴趣意書第七点ないし第一一点についての控訴趣意補充書」と題する書面中第八点について

所論は、原審が、被告人らの冒頭陳述書において述べている被告人らの本件所為の目的の正当性、手段の相当性等について十分な審理を尽さず、かつ、この冒頭陳述書に、事実に対する反対立証及び情状に関する事実についての証拠申請書並びに文書提出命令申講書等を添付してした弁論の再開申請を却下して、被告人らに有利な違法阻却事由、責任阻却事由の有無や、被告人らの本件所為に至つた動機、目的の正当性、手段の相当性、背景事情等に量刑に関する事実等について十分な審理を尽さなかつた点において、憲法第三七条第二項、刑事訴訟法第一条、第二九八条第二項、刑事訴訟規則第二〇八条に違反する審理不尽による訴訟手続の法令違反がある、というのである。

七、 被告人らの控訴趣意書中第四及び控訴趣意補充書中補充第一点、補充第二点、弁護人らの控訴趣意書中第三点ないし第六点並びに「弁護人作成名義の控訴趣意書第三点、第四点、第五点、第六点についての控訴趣意補充書」と題する書面について

所論は、多岐にわたるが、要するに、原判示の各事実は、いずれも証拠上認められず、ことに、被告人a6については原判示第一、被告人a5については原判示第 三の各事実を認めるにたりる証拠はなく、被告人a7については、同人の自供調書 は、不当に長く拘禁されたのち、しかも、別件で勾留中保釈されると同時に本件で 逮捕、勾留されたため、永久に自由を得ることができないのではないかという恐怖 心、危機感にかられた精神的拷問状態のなかで作成された任意性のないものである のに、これを唯一の証拠として事実を認定した違法があり、又、原判示第一の鉄パイプ、角材、丸棒、石塊は、兇器に当たらないうえに、それらの物は、おおむね機 動隊員の違法、過剰な規制の際受けるであろう生命、身体に対する重大な攻撃に対し、防衛のために所持していたものであつて、このことは、原判示第一の集団が現 実に機動隊の攻撃を受けるや、右物件を放棄してひたすらに逃げ、防衛的にすらそ れらの物件を使用しなかつた事実に照らしても明らかであり、同集団には全く共同 加害の目的はなく、ことに、本件のように公務員たる機動隊の違法な公務執行に対 する抵抗ないし排除の目的でこれら物件を所持する場合は、兇器準備集合の加害目 的から除かれるべきものである、又、原判示第一の千数百名の学生らが線路上にとびおりる以前に、東京駅第三ホームに発着すべき電車の通過運転の措置がとられる に至り、その後、神田駅において東京駅に向けて発車すべき山手線外廻り一六二 電車の運転を一時停止したため、これに乗つていた数十名の学生が線路上におりて 東京駅に向かい行進し、他方、東京駅第三ホームにいた原判示第一の集団は、当初 の目的にそい電車で新橋駅に向かう予定であつたところ、すでに右のように電車の 通過運転の措置がとられていたため、やむなく新橋駅までの線路上を、威力業務妨害の意思もなく、行進したものであつて、可罰的違法性はなく、又、同集団が線路上によびおりたことと、同鉄の電車等の運行によるお送費をが対策した。 上にとびおりたことと、国鉄の電車等の運行による輸送業務が妨害されたこととの 間には因果関係もない、そのうえ、国鉄の輸送業務は公務であるから、刑法第二 三条、第二三四条所定の「業務」には含まれないと解すべきである、そして、本件 の場合、兇器準備集合と威力業務妨害又は公務執行妨害とはそれぞれ包括して一罪 であり、前者は威力業務妨害又は公務執行妨害の罪に吸収されて後者の一罪である から、原判決には、証拠不十分なまま事実を誤認し、法令の適用を誤つた違法があ というのである。

そこで、所論にかんがみ、まず、原判決挙示の被告人a7の検察官に対する供述調書の任意性について検討すると、記録によれば、同被告人は、昭和四四年九月九日広島地方裁判所に起訴された兇器準備集合、建造物侵入(不退去)、公務執行妨害被疑事件により同年八月一八日ころ現行犯逮捕され、引き続き勾留中、同年一一月四日保釈されたが、同日本件で逮捕次いで勾留され、右供述調書は同月一二日に作成されたものであることが認められるが、広島地方裁判所に係属した右被告事件の内容等に、本件事犯の内容等をあわせ検討すると、同被告人に対する右逮捕、勾

留が前後引き続いて執行されたものであるとしても、それぞれ別個の適法な理由により勾留されたものであるから、同被告人に所論のような恐怖感を与えたものと考えられないところであるうえ、それが不当に長い拘禁であるとは認められないし、右供述調書の作成経過等に関する同被告人の原審公判廷における供述部分は、かなり誇張した点も認められるなどしてその供述をそのまま信用しがたく、同供述によつても、検察官の同被告人に対する違法、不当な取調べがあつたものとは認められないうえに、右供述調書の形式、供述の経過及びその内容等を検討しても、その供述部分は、自然であつて、矛盾そごする点はなく、任意に供述されたものであることが認められるから、右供述調書の任意性及び特信性等に疑いをいれる余地はない。

そして、右供述調書を含む原判決挙示の関係証拠(ただし、そのうち、被告人a の検察官に対する供述調書は、司法警察員に対する供述調書の誤記と認められる) によると、原判示第一、第三の各事実は、被告人a6が鉄パイプを所持していた点 を除き、被告人a7が原判示第一の犯行に加わつていたことを含めて、優にこれを 肯認することができるのであつて、当審における事実の取調べの結果に徴しても、 これを動かすにたらず、原判決の採証、認定に所論の違法は存しない。もつとも、 右関係証拠によると、被告人a6は、cのc2議長であり、同大学のc3派の最高 責任者として、同大学の学生らを組織して原判示冒頭の闘争行動に参加するため上 京し、当日、同被告人の所属するcグループは、東京駅第三ホームの他のc3派と 合流し、これらの者と共に原判示第一の犯行をおかしたものであること、その際、 合流し、これらの者と共に原刊示用一の犯打をおかしたものであること、での际、 同被告人は、右第三ホームにおいて、ヘルメツトをかぶり、タオルを首に巻き、軍 手を着用してアジ演説を行なつていることが認められ、そのアジ演説の時期は必ず しも明らかではないが、右アジ演説をしているときの周囲の状況、動向等から見 て、少なくとも当日の午後四時以降であることがうかがわれるところ、そのころ以降には、国鉄側の退去要請に対し同集団は全く応ぜず、他方、同ホーム階段下には 立入禁止の措置もとられたことが認められ、同集団のなかから同ホーム外に出た者のあることはうかがわれず、しかも、右アジ演説の時期と原判示第一の犯行時が接 があることは了かかわれり、しかも、石ケン旗誌の時期と原刊示第一の北打時が接着し、その場所が同一であることなどに、同被告人の地位、役割等を勘案すると、同被告人は、その所属する c グループの合流した他の c 3 派の者と行動を共にしたものと認定せざるをえない。しかしながら、同被告人が原判示第一の犯行に加わつていた際、鉄パイプを所持していた事実は、これを肯認するにたりる証拠がないから、原判決はこの点において事実の誤認があるけれども、右関係証拠によるとなる。 京駅第三ホームには、多数の学生らが集合するとともに多数の鉄パイプ、角材など の兇器が準備搬入され、これが集合した学生らに配布され、同被告人は、 器の準備のあることを知つて集合したものであることが認められ、これと兇器を所 持して集合する罪とは犯行の態様を異にするでけで、両者は同一法案に属し、その 罪質及び法定刑が同一であるから、右の誤りは、判決に影響を及ぼすこと明らかな 事実誤認ということはできないので、原判決を破棄する理由とはならない。

又、原判決挙示の関係証拠によると、東京駅第三ホームの集団は、千数百名の多数にのぼり、そのため電車等の運行による危険性が生じたため、国鉄側による退去要請や電車の同ホーム通過等の措置がとられたところ、当日、午後五時一七分ころに至り、神田駅ホームの学生集団が線路上におりて東京駅に向かつたことにより、

神田駅における電車の運行は中止され、午後五時三二分ころ東京駅通過の全線の電事等の運行も中止され、同集団も右第三ホームの集団に加わり、午後五時三六十五の集団は、運行中止の原因や運行再開の見とおからませた。 を確から念頭におかずに、線路上にとびおりての間、電車等の運行は、後六時一五分ころまりでの間、で、そのときから午後六時一五分ころまりでの間、で電車においる事にとびおりて高いで、それは、同集団が線路上にとびおり上であるにとが、とが認められないし、当初の神田駅における電車の運行中止は、高半に対したまであるとは認められないし、当初の神田駅における電車の運行中には、原料示第したことにより、被告人ら線路にからの電車等の運行業務に対し、新たなでまり、被告とせたものであり、それの電車等の運行業務に対し、新たなで事実、因果関係を認めるに十分であり、それらの所為に可罰的違法性がないとはいえない。

そして、国鉄の行なう事業ないし業務が刑法第二三三条、第二三四条の「業務」に当たることは最高裁判所の判例(昭和四一年一月三〇日大法廷判決。刑集二〇・九・一〇七六頁参照)とするところであつて、これと同趣旨に出た原判決は当であり、又、本件における兇器準備集合罪と威力業務妨害罪を包括一罪でないと解した原判決の説示は相当としてこれを肯定することができるし、兇器準備集合罪と公務執行妨害罪並びに威力業務妨害罪とは、保護法益、行為の手段、態様を全く異にし、いずれも併合罪の関係にあると解すべきである(昭和四三年七月一六日高裁第三小法廷決定。刑集二二・七・八三〇頁参照)。したがつて、兇器準備集合罪と威力業務妨害罪を観念的競合と解した原判決はこの点において誤りがあるけるとも、これを併合罪と解しても処断刑に影響を及ぼさないから、原判決を破棄する理由とならない。

以上のように原判決には所論の審理不尽、事実誤認、法令適用の誤り等による違 法は存しない。論旨は理由がない。

八、 被告人らの控訴趣意書中第一(三)七、第一(四)一、二、三、第五及び 控訴趣意補充書中補充第三点ないし第五点、弁護人らの控訴趣意書中第一一点及び 控訴趣意補充書について

であると説示したのは明らかに誤りであるけれども、その誤りは、いまだ判決に影響を及ぼすことが明らかであるとはいえない)、被告人a4、同a7に対する別件の起訴を有罪と推認してこれを重い量刑事由とした形跡はうかがわれないのであって、原判決の量刑に所論の違憲、違法があるとは到底解されない。そして、本件は、被告人らの思想、信条等を罰の対象としたものではなくして、同人らの現実におかした行為そのものをその対象とするものであつて、被告人a8、同a3を保護観察付き刑の執行猶予に処するにつきなんら障害となる事由はなく、保護観察そのものは刑と異なり保安処分の一種とみられるから、その効果をあげるため所論の善行保持か要請されるいから、それが思想、信条、表現の自由等を奪うものとはいえないかられを付したからといつて所論指摘の憲法の条項に触れるものではない。

そこで、記録を調査し、当審における事実の取調べの結果をあわせ検討して認められる本件犯行の動機、経緯、態様、結果、罪質、被告人らの果たした役割、犯行前後の事情等を考慮すると、原判決が「量刑の事情」の項で詳細に説示するところ(ただし、被告人a6が原判示第一の犯行の際鉄パイプを所持していなかつたこと、被告人a2の本件犯行が別件の保釈中に行なわれたものではないことについてはさきに判断したとおりであるが、これらの点を考慮しても、同被告人らに対する原審の量刑に影響を及ぼすものではない)は、おおむね相当として是認することができるのであつて、被告人らの各刑責は重大であり、被告人らに対する原判決の量刑が不当に重いものとは到底認められない。論旨は理由がない。

(公訴棄却等の申立てに対する判断)

そこで、検討すると、最高裁判所は、所論指摘の刑事事件担当裁判官会同を開催 し、その席上で、最高裁判所長官のあいさつ、刑事局長の指摘のような説明が行な われ、協議がもたれたことは、所論裁判所時報により明らかなところである。

よつて、刑事訴訟法第三九六条により本件各控訴をいずれも棄却し、当審におけ

る訴訟費用の負担につき同法第一八一条第一項本文、第一八二条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 瀬下貞吉 裁判官 金子仙太郎 裁判官 小林眞夫)